

別表1 応招義務についての行政解釈通知から客観的に読み取れる事項について

通番	通知名	通知の内容	通知の内容に対するコメント
1	「病院診療所の診療に関する件」 昭和24年9月10日医発第752号厚生省医務局長通知	診療に従事する医師又は歯科医師は医師法第19条及び歯科医師法第19条に規定してあるように、正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではならない。而して何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきであるが、今ここに一、二例をあげてみると、	「正当な事由」該当性は個別具体的な事例において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるとしている。 24年通知の(1)ないし(5)はあくまでも例であってこれら以外の事項が「正当な事由」に該当しないというものではない。
2		(1) 医業報酬が不払であっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。	「直ちに」という文言に照らせば、医業報酬が未払いであることが、「正当な事由」に該当する余地がある。
3		(2) 診療時間を制限している場合であっても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことは許されない。	診療時間外に急施を要しない患者が診療申し込みをした場合は、診療時間外であることを理由として診療を拒絶できる。
4		(3) 特定人例えば特定の場所に勤務する人々のみの診療に従事する医師又は歯科医師であっても、緊急の治療を要する患者がある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師又は歯科医師がいない場合には、やはり診療の求めに応じなければならない。	緊急の治療を要する患者であり、かつ、近辺に医師がいない場合という二重の要件が課されている。
5		(4) 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いては「正当の事由」には該当しない。	「医師法第19条第1項の診療に応ずる義務について」に照らせば、地域における急患診療が確保され、地域住民もこれを熟知しているのが一般的であるから、往診に応ずることなく、来院した患者にその態勢を教示して救急車の臨場を求めれば足り、自ら診療に応ずる必要はない。
6		(5) 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に属する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は一応正当の理由と認め得るが、了承しないで依然診療を求めるときは、応急の措置その他でできるだけの範囲のことをしなければならない。	患者に該当する診療科を教示して自院では診療できないことに了承が得られれば受診を拒絶しても応招義務違反にはならない。 また、了承が得られない場合であっても、応急の措置その他でできるだけの範囲のことを行えば足りる。

通番	通知名	通知の内容	通知の内容に対するコメント
7		医師法第19条にいう「正当な事由」のある場合とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、	「正当な事由」とは事実上診療が不可能な場合であって、医師の不在や病気はその例示である。
8	「所謂医師の応招義務について」	患者の再三の求めにもかかわらず、単に軽度の疲労の程度をもってこれを拒絶することは、第19条の義務違反を構成する。	軽度の疲労を理由として診療を拒絶することは、「正当の事由」にあたらぬ。
9	昭和30年8月12日医収第755号厚生省医務局医務課長通知	然しながら、以上の事実認定は慎重に行われるべきだから、御照会の事例が正当な事由か否かについては、更に具体的な状況をみなければ、判定困難である。	「正当な事由」に該当するか否かは具体的な状況において、慎重な事実認定を行う必要がある。
10	昭和30年8月12日医収第755号厚生省医務局医務課長通知	医師が第19条の義務違反を行った場合に罰則の適用はないが、医師法第7条にいう「医師としての品位を損するような行為のあったとき」にあたるから、義務違反を反復するが如き場合において同条の規定により医師免許の取消又は停止を命ずる場合もありうる。	ただの一度の応招義務違反行為では医師免許の取消や停止には至らない。
11	「医師法第19条第1項の診療に応ずる義務について」 昭和49年4月16日医発第412号厚生省医務局長通知	休日夜間診療所、休日夜間当番医制などの方法により地域における急患診療が確保され、かつ、地域住民に十分周知徹底されているような休日夜間診療体制が敷かれている場合において、医師が来院した患者に対し休日夜間診療所、休日夜間当番院などで診療を受けるよう指示することは、医師法第19条第1項の規定に反しないものと解される。	現在においては、一般的にそのような体制が整備され、かつ、市民に対して周知がなされていると言えるだろう。
12	昭和49年4月16日医発第412号厚生省医務局長通知	ただし、症状が重篤である等直ちに必要な応急の措置を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、医師は診療に応ずる義務がある。	重大な過失がある場合はともかくとして、「おそれがある」ことについて医師が認識していなければ、応招義務を課することはできず、休日・夜間態勢を教示して救急車の臨場を要請すること等の措置を取れば足りるものとする。

通番	通知名	通知の内容	通知の内容に対するコメント
13	「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」	ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、	昭和30年通知を踏襲している。
14	平成30年4月27日医政医発0427第2号厚生労働省医政局医事課長通知	入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由にも医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。	入院による加療が必要ではない患者が入院を求めてきたことを拒絶する場合は射程外である。 入院加療が必要であり、身元保証人等がない場合であっても、その余の事情次第では入院を拒絶しても応招義務違反にならない場合がある。